

石田 満 教授 主要著作目録

(平成一三年現在)

(平成四年五月以前の研究業績は「石田満先生還暦記念論文集・商法・保険法の現代的課題」に、その後の平成一〇年三月までの研究業績は上智法学論集四一卷四号に掲載されている。)

著書

平成一〇年一月 『地震免責条項』等の適用と解釈(一)―阪神・淡路大震災事件を中心に― 損害保険企画社

一一年 四月 『新版保険業法』財団法人損害保険事業総合研究所

一二年 四月 『損害保険料率算出団体に関する法律』財団法人損害保険事業総合研究所

論文等

平成一〇年 四月 「盗難保険約款の『地震免責条項』の適用と解釈―神戸地裁平成一〇年二月二四日判決について」

『損保企画』六七三号

五月 「地震保険普通保険約款の『限度額』の規定の有効性―神戸地裁平成九年六月一七日判決について」

て—『損保企画』六七七号

六月

『新保険の動向(平成九年)』(伊藤文夫などと共同)『損害保険研究』六〇巻一号

『運転代行依頼者の自賠法三条の「他人」性』『損害保険研究』六〇巻一号

『地震免責条項の適用と解釈—神戸地裁平成一〇年四月一四日判決および神戸地裁平成一〇年四月一五日判決について』『損保企画』六八〇号

七月

火災保険普通保険約款および組立保険普通保険約款における地震免責条項の解釈—火元の火災が地震に因って生じたものであること要する(東京地判昭和四五年六月二二日下級民集二一巻五・六号八六四頁) — 『商事判例研究(二一)』昭和四五年年度—(東京大学商法研究会編)『有斐閣

無断承認禁止条項の趣旨(岡山地裁倉敷支判昭和四五年六月三〇日下級民集二一巻五・六号一〇〇五頁)『商事判例研究(二一)』昭和四五年年度—(東京大学商法研究会編)』

友人の運転する父所有の原動機付自転車に同乗中受傷した子を運行供用者と認めた事例(新潟地

判昭和四五年七月二七日下級民集二一巻七・八号一〇七頁)『商事判例研究(二一)』昭和四五年

度—(東京大学商法研究会編)』

八月

『火災共済事業規約の地震免責条項の適用と解釈—神戸地裁平成一〇年四月二七日判決について—

『損保企画』六八四号

『新保険判例の動向(平成九年)』(伊藤文夫などと共同)『損害保険研究』六〇巻二号

九月

『地震免責条項の適用と解釈—神戸地裁平成一〇年六月二六日判決(平成七年(ワ)第七三〇号

- 一〇月
 「団体定期保険について―静岡地裁浜松支部判決を中心として―」『商事法の展望―新しい企業法を求めて―(竹内昭夫先生追悼論文集)』(商事法務研究会)
- 一二月
 「住宅金融公庫特約火災保険特約条項の「地震免責条項」の適用を否定した事例―神戸地裁尼崎支部平成一〇年八月一〇日判決―」『損保企画』六九六号
 「地震免責条項の適用が否定された事例―神戸地震尼崎支部平成一〇年八月一〇日判決―」『損保企画』六九七号
- 一一年 二月
 「新保険の動向(平成一〇年) (伊藤文夫などと共同) 『損害保険研究』六一巻一号
 「新保険判例の動向(平成一〇年) (久保田光昭と共同) 『損害保険研究』六一巻一号
 「国民健康保険者の代位請求―最高裁平成一〇年九月一〇日第一小法廷判決―」『損保企画』七〇一号
- 五月
 「地震免責条項の適用を否定した原審判決を取消した事例―大阪高裁平成一一年三月二六日判決―」『損保企画』七一〇号
- 七月
 「盗難保険約款の『地震免責条項』の適用を認めた原審判決を容れた事例―大阪高裁平成一一年一月二九日判決―」『損保企画』七一五号
- 八月
 「免責条項にいう『法人の業務を執行するその他の機関』『損害保険研究』六一巻二号
 「地震免責条項の適用が認められた事例(ガス管の破損による漏れによる火災)―大阪地裁平成

「一年四月二六日判決―」『損保企画』七一八号

九月 「自動車保険約款の免責条項にいう『故意』」白鷗法学一三号

「日本における金融制度改革にともなう保険業法の改正」『白鷗法学』一三号

「自動車保険普通約款の免責条項にいう『故意』」損害保険研究六一卷三号

「動産総合保険約款の『地震免責条項』の解釈」『白鷗法学』一四号

「全車両一括付保特約の法的性質」『白鷗法学』一五号

「新保険の動向（平成一一年）」（伊藤文夫などと共同）『損害保険研究』六一卷一号

「新保険判例の動向（平成一一年）」（久保田光昭と共同）『損害保険研究』六一卷二号

「税理士賠償責任保険の免責条項の適用」『現代企業と金融法の課題』（平出慶道先生・高窪利一

先生古稀記念論文集）

「新保険の動向（平成一二年）」（伊藤文夫などと共同）『損害保険研究』六一卷二号

「保険契約者（被保険者）でない者の保険事故招致」『損害保険研究』六一卷二号

「他車運転転危険担保特約の適用の有無」『損害保険研究』六一卷三号

「新保険判例の動向（火災保険関係）」『損害保険研究』六一卷三号

略歴

- | | | |
|-------|-----|---|
| 昭和二六年 | 四月 | 北海道大学文類入学 |
| 三〇年 | 三月 | 北海道大学法学部法律学科卒業（法学士） |
| | 四月 | 北海道大学大学院法学研究科民事法専攻の修士課程入学 |
| 三二年 | 三月 | 右修了（法学修士） |
| | 四月 | 札幌私立光星高等学校教諭 |
| 三七年 | 四月 | 北海学園大学講師 経済学部勤務（商法） |
| 三九年 | 四月 | 北海学園大学講師 法学部勤務（商法） |
| 四〇年 | 四月 | 上智大学助教授 法学部勤務（商法） |
| 四二年 | 二月 | 北海道大学から法学博士の学位を授与される（乙学位記番号第五六六号） |
| 四三年 | 一〇月 | 上智大学学生部長（昭和四四年三月まで） |
| 四四年 | 四月 | 上智大学教授 法学部勤務 |
| 四五年 | 四月 | 日本保険学会評議員（平成四年一〇月まで） |
| | 九月 | ドイツ連邦共和国ボン大学客員教授（昭和四六年九月まで） |
| 四八年 | 七月 | 保険審議会専門委員を命ぜられる（昭和五一年一月まで、昭和五二年四月から昭和五五年一月まで） |

- 四九年一〇月 日本海法学会理事 (平成六年一〇月まで)
- 五〇年 九月 上智大学評議員 (昭和五三年九月まで)
- 五一年 一月 保険審議会委員を命ぜられる (昭和五二年一月まで)
- 五二年 四月 上智大学大学院法学研究科委員長 (昭和五四年三月まで)
- 五五年 五月 自動車損害賠償責任保険審議会委員を命ぜられる (昭和六二年四月まで)
- 五五年 八月 簡易生命保険郵便年金審査会委員を命ぜられる (平成元年五月まで)
- 五六年 四月 財団法人生命保険文化センター保険学振興委員会委員を委嘱される (平成一三年三月まで)
- 六〇年 四月 財団法人損害保険事業総合研究所評議員を委嘱される (現在)
- 六〇年 四月 財団法人安田火災記念財団評議員を委嘱される (現在)
- 一〇月 日本賠償医学会評議員 (現在)
- 平成 元年 五月 社団法人日本損害保険協会自賠責運用益使途選定委員会委員を委嘱される (平成一三年五月まで)
- 一〇月 自動車保険料率算定会自賠責保険後遺障害不服審査会常任委員を委嘱される (平成一〇年三月まで)
- 三年一〇月 日本私法学会監事 (平成六年一〇月まで)
- 七年 九月 弁護士登録
- 九年 四月 白鷗大学教授 (平成一三年三月まで)
- 上智大学名誉教授

十一月 中国華東法政学院経済法研究中心顧問

四月 白鷗大学大学院法学研究科長（平成一三年三月まで）

財団法人簡易保険文化財団理事を委嘱される（現在）

*中央大学、法政大学、立教大学、専修大学、筑波大学、北海道大学大学院、帝京大学、千葉大学、日本大学、日本大学大学院、北海学園大学大学院、白鷗大学などの非常勤講師